

## 自衛艦隊司令官講話等シリーズ（その3）

## 【自衛艦隊司令部職員に対する示達（1／3）】（15. 3. 28）

## I 「NAVY」について；（つづき）

## 4 海上戦力の特質

海洋の特性として、浮力による船舶の運搬力が大きいこと、世界的広がりによる連続性があること及び国際法に基づき国際水域（接続水域・排他的経済水域・公海）を妥当な配慮を払って自由に航行出来ることが挙げられる。

→ 国際海洋法条約第29条（軍艦の定義）

① Armed Forcesに属する船舶

② 左記に示す（略）外部標識の掲揚

③ Armed Forces名簿記載の士官の指揮下に、規律に服する乗組員

よって、この海洋を舞台とする海上戦力の特質は次のとおりである。

ア 柔軟性

国会意志のシグナルとしてあいての感受性に訴えるため、展開・撤退両様構え等による兵力の量の増減・質の変化を相手に明白に判るように視覚的に、公海を利用して迅速・合法的・段階的に実施できる。

また、その段階は次のとおりである。

- ① プレゼンス（Peace Time Presence）
- ② 偵察活動（Surveillance）
- ③ 武力の顕示（Show of Force）
- ④ 武力の行使（Use of Force）
- ⑤ 限定通常戦争（Limited War）
- ⑥ 全面通常戦争（Global Conventional War）
- ⑦ 局地核戦争（Theater Nuclear War）
- ⑧ 全面核戦争（Strategic Nuclear War）

イ 多目的性

個艦または艦隊は、親善・祝賀、同盟国との団結誇示、民政協力、国連協力、監視・警戒、恫喝・示威及びその中和、邦人保護、警備行動、紛争の未然防止・拡大防止並びに海上戦等、平時から戦時にかけて国家の広範囲な要請に即応して、その役割を果たすことができる。特に平時において自国の外交政策をバックアップして自国の主張を貫く力の裏付けとして適切に使用すれば、極めて大きな効果を上げることができる点は、他の戦力に卓越している。

ウ 機動性

林子平が『各国兵談』（1787年）で、海は「江戸の日本橋より唐・阿蘭陀（おらんだ）まで境なしの水路なり」と談じたように、海洋は地球上の約70%を占める巨大な連

続水界である。その海洋を利用した大きな航続力と容易な隠密展開とによって、艦艇は数量を移動でカバーできる。つまり必要な時に必要な力を集中したり分散したりできるのである。

ちなみに史上最大の軍艦といわれるアメリカの原子力空母（CVN）ニミッツ級は、満載排水量95000トンであり、約90機の航空機、2000トンの航空爆弾・ミサイル、15000トンの航空機整備用機材・予備品、約6000人の乗員及びその都市機能維持の生活用品等を搭載して、30ノットの速力で航海を続けることが可能である。そして、こういう空母を中核とし極めて大きな攻撃力をもつ空母戦闘群（CVBG）は一日に約1100kmも自在に動き回ることができる。

#### エ 持久性

大きな積載能力によって比較的快適な生活環境と十分な戦闘環境を提供できる艦艇は、燃料、食料及び乗員の忍耐力が続く限り長期にわたって任務を継続することができる。そして、洋上補給によって更に長期にわたり行動が可能となってその威力を発揮できる。

#### オ 国際性

アルフレッド・セイヤ・マハンが『海軍戦略論』（1911年）で、「海軍の活動範囲全然国際的なり。而（しこう）して之と政治家の活動範囲とが密接なる関係を有する所似ここに存す。一身にして同時に政治家たり且つ海軍軍人たらんことを期せよ。・・・海軍士官は常に国際関係の推移に注意し、もって他日最高の責任の位置に就きし時、刻下（こっか）若しくは将来の事件に於ける国家の権益関係を一瞥の下に判断し得るの能力を養い得べし。」と述べているように、海洋は巨大な国際的舞台なのである。その舞台上で軍艦の国際法上の特権（公海での臨検の権利、外国領海での無害通航権、外国港での管轄権免除・庇護権など）に基づき随時随所に自国の主権を代表できる国際社会での地位、国境のない公海を通じての連帯行動（洋上会合・相互訪問・共同訓練・共同作戦など）によるNAVYの仲間意識及び海という大自然相手の苦労を理解しあえる者同志の親近感によって著しく国際性を高めている。

### 5 海上戦力の構成要素

海上戦力は、多種多様の要素から構成されている。

#### ア 無形的要素

戦意、士気、統率、練度

#### イ 有形的要素

要員、艦船、航空機、海兵隊（海兵師団、海兵航空団、海兵戦務支援団など）

特殊作戦部隊（SEAL・スペツナズ）

武器、弾薬、需品（糧食・被服・燃料・庁用備品等）

基地等（艦艇基地・航空基地・航法援助施設等）

C4I機構、ロジスティック機構、研究開発機構、教育訓練機構

（自衛艦隊司令部職員に対する示達（1／3）終わり）